

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長 野村 文和
(公印省略)

認可外保育施設における事故の報告について (通知)

平素より、東京都の保育行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
保育施設における事故防止及び安全の確保については、従前から万全を期すようお願いしてきたところ です。

標記の件につきまして、認可外保育施設における事故については、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」(昭和 57 年 6 月 15 日 56 福児母第 990 号) 第 7 条第 2 項の規定により、重大な事故が発生した場合には東京都に報告することとしておりますが、その他、重篤な事故に直結するような事件・事故等の発生時においても、従来の取扱いのとおり、必要に応じ発生状況及び再発防止策等について御報告をお願いいたします。

貴施設におかれましては、事故が発生しかけた場合に速やかに施設長に報告する体制を整え、ヒヤリ・ハット事案も含めて施設内で共有し、事故発生防止に向けた取組を徹底していただくとともに、事故が発生した場合には、速やかに御報告いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 報告の対象となる事案

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 (意識不明 (人工呼吸器を付ける、ICUに入る等) の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)
- ・自動車への置き去り
- ・食中毒事案
- ・園外活動時等における迷子、置き去り (自動車を除く)、連れ去り等の事案
- ・その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案 (児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)

2 報告様式

- ・別記第 5 号様式
 - ・別添 1 「教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)」
- ※自動車への置き去りの場合は、上記に加え「別添 2 「教育・保育施設等事故報告書 (自動車への置き去り事故)」」も提出すること

3 報告期限

第 1 報は原則事故発生当日 (遅くとも事故発生翌日)、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

4 報告先

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課民間保育援助担当

電話 03-5320-4131

メールアドレス: ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp